

総 税 市 第 6 9 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総 務 大 臣

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定について

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 1 8 号）は平成 2 3 年 1 2 月 2 日に公布され、同日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

第1 法律の趣旨に関する事項

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、地方税法（昭和25年法律第226号）の特例を定めることとした（法1）。

第2 個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例に関する事項

1 個人の道府県民税

平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、均等割の標準税率（現行1,000円）について、500円を加算した額とすることとした（法2①）。

2 個人の市町村民税

平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率（現行3,000円）について、500円を加算した額とすることとした（法2②）。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）